

一般

(別添 2 - 1)

学 則

①法人・団体の名称	特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなる
②研修事業の名称	精神障害者ガイドヘルパー講座（移動支援従業者養成研修）
③研修の種類	大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に定める移動支援従業者養成研修
④研修課程	精神障害課程
⑤指定番号	19
⑥開講の目的	精神障害を有する障害者等に対する外出時における移動の支援に関する知識と技術を習得し、地域の障害者や高齢者の福祉サービスに貢献できる人材を育成することを目的とする。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	講義・演習： 福島駅前教室 大阪市福島区福島 5 丁目 14 番 6 号 福島阪神クレセントビル 3 階 福島コミュニティセンター 大阪府大阪市福島区福島 5-17-23
⑧実習施設	実施施設一覧表（別添 2 - 7）を参照。
⑨講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表（別添 2 - 2）を参照。
⑩使用テキスト	講師作成によるレジュメ
⑪受講資格	高校生以上の者。 精神障害者の外出介護に従事している者、または従事を希望する者。
⑫広報の方法	修了生・在校生への紹介。 求人広告等に講座案内を掲載。
⑬情報開示の方法 (ホームページア ドレス等)	事業所において閲覧可能。
⑭受講手続及び本人 確認の方法（応募 者多数の場合の対 応方法を含む）	①講座申込用紙を NPO 法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなる 事務局まで、必要事項記入の上ご送付ください。 ②受講確認通知書を発行しますので、記載されている方法で受講料を納入 してください。 ③定員に満たない場合は開講しません。受講料は全額返金します。また、 定員を超えた場合は先着申し込み順に締め切ります。
⑮受講料及び受講 料支払方法	受講料：16,200円（消費税込） テキスト代：なし 規定期日までに指定口座に振込む。

⑯ 解約条件及び返金の有無	<p>開講日の1週間前までは、振込金額の全額を返金。 3日間前までは、振込金額の半額を返金。 前日と前々日、および開講日以降は返金せず。</p> <p>弊社からのキャンセル： 応募者が10名に満たなかった場合、講座を非開講とすることがある。その際、振込済の受講料は全額返金する。</p>
⑰ 受講者の個人情報の取扱い	<p>当会は、当会で知りえた個人情報を適切に管理し、本人の承諾なく、第三者に開示・提供することはない。</p> <p>なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。</p>
⑱ 研修修了の認定方法	<p>全日程出席者を修了者とみなし、修了証明書を交付する。</p>
⑲ 補講の方法及び取扱い	<p>補講の方法： 補講は次のいずれかの方法で実施することを原則とする。</p> <p>ア. 同一内容の講義・演習を別の日に新たに設定し、個別の対応で行う方法。 イ. 別の時期に行う同一課程の研修で再受講させる方法。 ウ. 1200字以上のレポートを提出させる方法。但し下記の条件を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『障がい者の人権』以外であること。 ・担当講師の評価により合格基準に達していること。 <p>補講に要する費用： ア. 個別対応:2,000円/30分 イ. 他教室への振替:無料 ウ. レポート:1,000円/科目</p> <p>実習を欠席した場合は補講ではなく、別日に振り替えて実施する。</p>
⑳ 科目免除の取扱い	<p>大阪府移動支援従業者養成研修事業実施要領 別紙10 移動支援従業者養成研修科目免除一覧のとおりとする。</p>
㉑ 受講中の事故等についての対応	<p>当会で加入している損害賠償保険による対応。</p>
㉒ 研修責任者名、所属名及び役職	<p>氏名：山口 芳久 所属名：特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなる 役職：代表理事</p>
㉓ 課程編成責任者名、所属名及び役職	<p>氏名：山口 芳久 所属名：特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなる 役職：代表理事</p>

⑳ 苦情相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：安砂川 洋子、谷口 卓 所属名：特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなる 役職：教務課職員 連絡先：06-6451-4400
㉑ 研修事務担当者名、所属名及び連絡先	氏名：齋藤 京子、浅田 美緒、伊藤 望 所属名：特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなる 役職：教務課職員 連絡先：06-6451-4400
㉒ 情報開示責任者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：山口 芳久 所属名：特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなる 役職：代表理事 連絡先：06-6451-4400
㉓ 修了証明書を亡失・毀損した場合の取扱い	「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用： 500円
㉔ その他必要な事項	欠課・欠席の取扱い： 授業開始後20分の時点で出席が確認できなかった場合はその時間を欠課したとする。その際、当事業所が設定する日程において補講を受けなければならない。 退校処分の取扱い： 講師または実習先指導者の指示に従わない場合、または暴言・問題行動により講義または実習の実施を著しく妨害する場合、退校となる。この場合、受講料の返金はおこなわない。

※学則は課程ごとに作成すること。